

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の塵芥処理等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

<p>1. 塵芥処理 4月、5月、6月、7月、8月、9月、 10月、11月、12月、1月、2月、3月 計 12 回</p> <p>※ 指定公園内の塵芥処理を概ね1ヶ月に1回の頻度となるよう収集分別、運搬処理する。愛護会がある公園においては、第1月曜日の近日に廻ることとする。また、愛護会の収集した塵芥については随時処理するものとする。</p> <p>2. 草刈業務 ・草刈 5月、10～11月 計 2 回</p> <p>3. 樹木管理業務 ・剪定下木A ツツジ類 4～6月 計 1 回 ※ 剪定下木Aについては、花期終了後花芽がつく前までに剪定することとする。 ・剪定下木B カイズカ類 8月 計 1 回</p> <p>・剪定上木(1) 計 20 本 ・剪定上木(2) 計 20 本 ・剪定上木(3) 計 10 本</p> <p>4. 芝生管理業務 ・芝刈(A) 老の山公園(全体(風の丘を除く)) 4月、5月、7月、9月、11月 計 5 回</p> <p>・芝刈(B) 老の山公園(風の丘) 4月、5月、7月、8月、9月、11月 計 6 回</p>	<p>5. 公園施設安全点検 4月 計 1 回</p> <p>※ 設計図書の公園施設安全点検表に基づき、その月内に点検を実施するものとする。</p> <p>※ 塵芥処理等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。</p> <p>※ 指定月内に実施箇所の塵芥処理等を実施すること。 特に指定がない場合は、委託者と協議の上、決定する。 また、予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。</p> <p>※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木の面積が減少した場合は、受託者は、減少した面積と同等の面積の樹木剪定等を行うものとする。 その場合、剪定等をする樹木については、委託者が指定する。</p> <p>※ 公園ごとの具体的な内容は、別紙2のとおりとする。 なお、別紙2の内容に相違がある場合は、委託者と協議すること。</p> <p>※ 各業務の実施に当り留意する事項は別紙3のとおり。留意事項に変化を確認した時は委託者に連絡する。</p>
---	--

NO	公園名	留意事項	
1	沖塩田公園		
2	仮屋ヶ迫公園		
3	京野第1公園		
4	京野第2公園		
5	京野第3公園		
6	塩浜公園	ボール遊び注意看板に破損がないか	
7	塩浜中央公園		
8	塩浜町2丁目公園		
9	塩浜4丁目公園		
10	塩浜第3公園		
11	塩浜広場		
12	角倉公園	広場及び法面のドロバチ営巣	
13	角倉町三丁目公園		
14	角倉町三丁目第2公園		
15	角倉なかよし公園		
16	杉田公園	樹木の繁茂(電線支障)	
17	杉田南公園		
18	田の首南ヶ丘公園		
19	向井ひまわり公園	フェンスへのツル繁茂	
20	弟子待なかよし公園		
21	弟子待ひまわり児童公園		
22	彦島田の首第2公園		
23	望洋台児童公園		
24	向井なかよし公園		
25	向井中央公園		
26	向井あけぼの公園	フェンスへのツル繁茂	
27	山床公園		
28	山中町一丁目公園		
29	山中町なかよし公園		
30	芳無田公園	広場及び法面のドロバチ営巣	入口部ツツジが見通しを阻害していないか
31	荒田広場		
32	江の浦公園	秋季の落ち葉開始	
33	江の浦三丁目公園		
34	小戸山運動広場		
35	迫町三丁目公園	園内の樹木にシロアリが発生していないか	
36	迫町三丁目第2公園	コケの繁茂状況	
37	迫町四丁目公園		
38	塩谷公園		
39	西山公園		
40	西山町2丁目公園		
41	西山町第2児童公園		
42	西山望閣台公園		
43	南風泊公園		
44	蜂ヶ迫公園		
45	彦島八幡公園		
46	飛翔台公園		
47	福浦第1公園		
48	福浦第2公園		
49	福浦第3公園		
50	堀越公園		
51	本村公園		
52	渡瀬公園		
53	渡瀬第2公園		
54	海土郷公園		
55	安舎公園		
56	江の浦八丁目公園		
57	彦島中浜公園	ボール遊び注意看板に破損がないか	
58	彦島迫町六丁目公園		
59	老の山公園	松枯れがないか	
共通事項			
	施設	倒壊等、重大な損傷が生じていないか	広場等に陥没が生じていないか
	樹木	枯損、腐朽、倒木、折れ枝がないか	
	照明・水飲み	照明の常時点灯、水漏れが生じていないか	
	その他	スズメバチ等危険な生物が群れていないか	

※ 上表に定める事項に変化が生じた際は、委託者に連絡すること。
 ※ 留意事項については、協議の上、追加できるものとする。

